



第2次 有秋地区行動計画

令和5年度～令和8年度



有秋地区行動計画推進委員会
(有秋地区社会福祉協議会)
令和4年11月18日策定

はじめに

有秋地区社会福祉協議会をはじめ
とした各種団体による地域福祉活
動に日頃よりご理解・ご協力を賜り
感謝申し上げます。



さて、「有秋地区行動計画」は平成 30 年度（2018 年）
に策定し、5 年間を計画期間として基本理念・基本目標
の達成を目指し、多様な地域福祉活動を取り組んでまい
りました。

その間、新型コロナウイルス感染症による活動制限を
受けながらも、ふれあい・いきいきサロン（茶話会・会
食会）から共生型サロン（スマイルサロン）への移行、
日常生活支援事業（住民参加型在宅福祉サービス）の実
施、相談支援事業の見直し、移動販売（まごころ便）の
誘致、小域福祉ネットワークにおいては個別支援型の地
域福祉支援事業の実施等、確実に一步一步進めていると
ころでございます。

本来であれば昨年度に見直し、今年度から新規計画推
進の予定でしたが、市原市社会福祉協議会において地域
共生社会の考え方に基づいた「第 6 次市原市地域福祉活
動計画」が策定され、整合性を持たせる必要があること
から今年度に当計画の見直しを図りました。

本計画を基本に有秋地区の社会福祉活動を進めてま
いりますので、更なるご支援・ご協力をお願い致します。

有秋地区行動計画推進委員会
代 表 後 藤 茂 男

【目次】

1. 「有秋地区行動計画」策定の背景と目的	3
2. 計画の期間	3
3. 計画の推進圏域と体制	3
4. 有秋地区の地域特性と課題	4
5. SDGs との関連	4
6. 第1次行動計画に基づいた実績と課題	5～9
7. 第2次有秋地区行動計画の「基本理念と目標と体系図」	10
8. 有秋地区行動計画個別事業計画書	11～13
9. 計画の進行管理	14
10. 最後に～有秋にお住まいの皆様へ	15
○資料編	16～20

1 「第2次有秋地区行動計画」策定の背景と目的

「有秋地区社会福祉協議会」では、多方面から意見を寄せていただき、有秋地区の地域特性を踏まえ、将来を見据えた「地域づくり」の道標となるべく「有秋地区行動計画」(第1次計画)を平成30年度に策定し、地域福祉を推進して参りました。

これまで、主に高齢者を対象とした地域福祉活動を中心に進めてまいりましたが、昨今、国内では、人口減少、少子高齢化、※8050問題や※ダブルケア、※ヤングケアラーなど、多様化・複雑化した生活課題が顕在化しています。

そういった現状を受け、国では住み慣れた地域で末長く暮らすことのできる地域づくりを進めるため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」の関係を見直し、人と人・人と地域がつながり、地域全体で共に支え合う「地域共生社会」の実現を目指しています。

これを受け、市原市(行政)でも「市原市地域共生社会推進プラン」(行政計画)とそれに連動する、市原市社会福祉協議会の「第6次市原市地域福祉活動計画」(行動計画)を柱に、地域共生社会の実現を推進しています。

有秋地区においても、今般それらの取組みをより身近な地域で推進するため、市社協の活動計画と連動する地区行動計画の見直しを行い「第2次有秋地区行動計画」を策定していきます。

※8050問題:80代の親が50代の子を支える、高齢者の引きこもりに関する社会問題

※ダブルケア:子育てと親等の介護の時期が重なり、平行して両方のケアを担っている状態

※ヤングケアラー:保護者に病気や障がい等があり、子どもが家事や育児を担っている状態

2 計画の期間

第2次有秋地区行動計画の期間は、第6次市原市地域福祉活動計画の計画期間に合わせ、令和5年～令和8年まで4年間とします。

3 計画の推進圏域と体制

計画の推進圏域は「有秋地区(行政区)」とし、また、この計画に基づいて有秋地区の「地域福祉」を進める中心的な組織は「有秋地区社会福祉協議会」と3小学校区(有秋東・有秋西・有秋南)ごとにつくられた「小域福祉ネットワーク」としています。

・・・社会福祉協議会と小域福祉ネットワーク・・・

「市町村社会福祉協議会」は「社会福祉法」に基づいて組織化され、地域福祉を専門に推進する「社会福祉法人」で、市町村単位に一法人ずつ組織されています。

そして、市原市では、行政区毎(11地区)にその地域住民が主体となった「地区社会福祉協議会」、また、小学校区を単位とした「小域福祉ネットワーク」を組織化し、相互に連携・協働し、地域の実情に応じた地域福祉活動を展開しています。

・・・「地域福祉」とは・・・

少子高齢化や家族形態の変化に伴い、一人ひとりが抱える生活課題も様々なものとなってきています。これらに対応していくには、地域で暮らす住民それぞれが、身近にある様々な福祉課題に目を向け、地域全体で課題の解決に取り組むことが必要となってきています。

そこに住む一人ひとりが、地域社会の一員であることを認識し、地域のつながりを大切にしながら、お互いにできることを提供していくことが「地域福祉」の考え方です。今、地域社会では「支え合い・助け合う」ことのできる地域づくりが求められています。

4 有秋地区の地域特性と課題

有秋地区は、市原市臨海工業地帯の造成に伴い、千種・姉崎西海岸に進出した各社の社宅需要に応え、千葉県が昭和39年から有秋台団地を造成し、昭和45年には角栄団地、続いて昭和54年には桜台団地が竣工、昭和62年には泉台が住宅地として開発されました。

また、天羽田、深城、豊成、立野地域などの丘陵部では畑作を中心に農業が続けられており、様々な住民生活が営まれている地域です。

下記人口統計表でも見てとれるように第1次地区行動計画策定時点の平成29年には人口約14,500人であったものが令和4年8月1日時点で約13,600人、15歳未満の若年層人口は約1,560人から約1,470人、生産年齢人口は8,700人から7,600人と減少している一方、65歳以上の高齢者人口は平成29年時点で約3,990人だったものが令和4年8月1日時点で約4,600人と少子高齢化が確実に進行しております。

●有秋地区人口統計 比較●

区 分	平成29年5月1日時点	令和4年8月1日現在
人口(人)	14,479 人	13,674 人
若年者人口 (15 歳未満)(人)	1,562 人	1,476 人
若年者人口割合 (%)	10.8%	10.8%
生産年齢人口 (15 歳～64 歳)(人)	8,729 人	7,610 人
生産年齢人口割合 (%)	60.3%	55.7%
高齢者人口 (65 歳以上)(人)	3,989 人	4,588 人
高齢者人口割合 (%)	27.6%	33.6%

5 SDGs との関連について

SDGsは **Sustainable Development Goals(サステナブル・ディベロップメント・ゴールズ)**の略で2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの「持続可能な開発目標」であり、より良い世界を目指す国際社会共通の目標です。

SDGsでは、「**地球上の誰ひとりとして取り残さない**」を基本理念に掲げており、その考えは「地域共生社会」の実現に向けた第2次地区行動計画の目指すべき姿と一致するものです。

第2次地区行動計画はSDGsの17の目標のうち、以下の7つの目標の考えを取り入れて策定します。



6 第1次行動計画の地域福祉活動実績と課題・方向性

【基本目標1】 地域づくり

①気軽に集まれるコミュニティづくりに向けた取り組み

事業名 取組名	ふれあい・いきいきサロン
実 績	新型コロナウイルス感染症の影響に配慮した「健康体操・健康講話」を実施し、又従来のサロンを見直し、「共生型サロン」への移行を図った。 移行の第一段階として、参加者へ運営協力の呼びかけを行った結果、一部の参加者より協力を得ることができ、共生型サロンのスタートラインに立つことができた。
課 題 方向性	令和3年度より地域の誰もが気軽に参加できる共生型サロンへリニューアルし、た。既存のサロンをベースとしつつ、参加者の多くが高齢者であることから、段階的に対象枠を拡げ、「支え手」・「受け手」の垣根を超え身近な地域で共に創るサロン活動の理解促進を図る必要がある

事業名 取組名	子育てサロン・ちびっこひろば
実 績	子育て世帯同士の交流や孤立感の解消へ繋げることができた。
課 題 方向性	チラシ配布等の事業周知と共に、主に高齢者が参加している共生型サロンと連携実施することで多世代交流を行い、共に創るサロン活動の理解促進を図る必要がある。

事業名 取組名	地域福祉支援事業
実 績	歳末の時期に地区社協及び3小学校区の小域福祉ネットワークにて実施。地域福祉活動の周知を図るとともに、交流支援活動(地区社協、有秋西小学校区小域福祉ネットワーク)や個別支援活動(有秋南小学校区安心安全ネットワーク、有秋東小学校区福祉ネットワークによる小学生児童と連携し、地域の高齢者へ手紙を配布する活動 等)の取り組みを行うことで、地域づくり活動の活性化に繋がる契機となった。
課 題 方向性	個別支援などの地域福祉活動を積極的に展開することで、その後の地域づくり活動の活性化に繋げる必要がある。

②災害時に協力し合うまちづくりに向けた取り組み

事業名 取組名	災害支援ボランティア事業
実 績	避難所運営訓練を実施し、災害時における地域福祉関係者の役割等を再認識する機会となった
課 題 方向性	令和元年度の台風被害等の災害を踏まえ、住民が安心して暮らせる地域づくりに資するため、災害時の関連団体等との役割分担の明確化や被災時の復旧活動を想定した災害ボランティア活動を柱とする体制づくりの検討が必要である

事業名 取組名	災害時の情報共有
実 績	令和元年台風被害時、携帯基地局被災により通信機器による連絡調整ができず、市社協職員（地区担当職員）、地区社協、小域福祉ネットワーク、町会、地区民児協で参集し、地区の被災状況を共有し、各団体による有効な災害支援について協議を行った。
課 題 方向性	今後も災害時の通信機器による連絡調整が困難な場合は参集し、情報共有を図ることで各団体間の連携強化を図るとともに具体的な災害状況を把握した上で災害支援に取り組んでいく。

③住みやすい地域環境づくりに向けた取組み

事業名 取組名	公園清掃活動
実 績	有秋東小学校区福祉ネットワーク、有秋西小学校区小域福祉ネットワークによる公園清掃を定期的実施し、環境美化活動を通じた福祉意識の醸成に努めた。
課 題 方向性	誰もが気軽に参加できる公園清掃では、気軽に福祉に参画できる機会としての活動周知や活動視点の見直しが必要である。

④その他 地域づくりに資する取組み

事業名 取組名	福祉バザー
実 績	福祉バザーを実施し、住民に広く歳末たすけあい運動主旨の理解促進を図るとともに、地域福祉支援事業の財源確保や団体間の連携強化に繋がった。 ※令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、歳末たすけあい募金実施 ※歳末たすけあい運動は、共同募金運動の一環で、新たな年を迎える時期に支援をする人たちが地域で安心して暮らせるよう、さまざまな福祉活動を重点的に展開する運動のこと。
課 題 方向性	継続実施し、住民に対して広く地域福祉活動の周知と理解促進を図るとともに、団体間の連携を深めていく。

事業名 取組名	地区行動計画推進委員会
実 績	定期的開催し、関係者間での課題や推進すべき取組みの方向性を共有するとともに、関係団体等との連携強化に繋がった。
課 題 方向性	地区行動計画推進委員会にて第1次計画の検証を進め、共生社会の実現に向けた必要不可欠な取組みの設定と方向性の共有を図りながら、着実な前進に繋がる計画の見直しを進める必要がある。

事業名 取組名	姉崎・有秋地区社協交流会(新規)
実 績	西部エリアに位置する地区社協同士で交流会を実施し、活動上の諸課題や先駆的な地域福祉活動の展開に向けた視点などを共有することで、その後の地域づくりに資する取組みの検討の機会となった
課 題 方向性	今後も継続して開催し、先駆的な取り組みの実施方策や活動上の諸課題など、情報共有を行うことで地域福祉活動の活性化を図る必要がある。

【基本目標2】 生活支援づくり

⑤見守り支え合うまちづくりに向けた取組み

事業名 取組名	相談支援事業
実 績	「よろず相談」を「ふれあいカフェ」に移行し、気軽に利用しやすい雰囲気作りに努め利用者の増加に繋げることができた。併せて、気軽な会話を通じた生活課題の把握ができる体制の強化を図った
課 題 方向性	身近な相談窓口を通じた生活課題の把握に加え、窓口に繋がらず生活課題を抱える地域住民が孤立せず暮らせるよう、地域全体で関係団体などと連携した相談支援体制の構築が必要である。

事業名 取組名	安心生活見守り支援事業
実 績	有秋南小学校区安心安全ネットワーク、有秋東小学校区福祉ネットワークによる安心生活見守り支援事業を実施し、定期的な見守りを行うことで地域の高齢者の孤立防止、課題の深刻化の予防に繋げることができた。
課 題 方向性	高齢者の増加に伴い、見守り等への期待が高まることが予想されることから、地区全体での見守り活動の拡充強化方策の検討が必要である。

⑥日常生活を支え合うまちづくりに向けた取組み

事業名 取組名	日常生活支援事業(住民参加型在宅福祉サービス)
実 績	新たに緑園都市町会で事業化した。公的制度で補えない生活課題の解決に寄与するとともに、公募による担い手の発掘にも努め、募集の周知を通じ地域住民への支え合い・助け合いの意識の醸成を図った
課 題 方向性	今後とも継続して実施することで生活課題の解決及び担い手発掘を図るとともに高齢者支え合い事業協議体(第2層協議体)を通じて地区全体実施を目指して検討を進めていく必要がある。

事業名 取組名	日常生活支援事業 活性化推進サービス(買い物ツアー)
実 績	日常生活支援事業を補完する取組みとし、買い物に不便を抱える高齢者を対象に、社会福祉法人車両を活用した買い物ツアーを椎の木台・緑園都市エリアにて展開し、取組みを通じた参加者や活動者の交流を深めるとともに、社会福祉法人と連携する機会に繋がった。
課 題 方向性	今後とも継続して実施することで生活課題の解決や参加者・活動者同士の交流を深めていくとともに、未実施エリアにおける生活課題を把握し、拡大実施を検討する必要がある。

事業名 取組名	移動販売(まごころ便)の誘致
実 績	複数のエリアにおいて、企業と連携の上、移動販売の導入を図り、買い物を困りごとを抱える地域住民の生活課題の解決に繋がった。
課 題 方向性	今後とも継続して実施することで生活課題の解決や参加者・活動者同士の交流を深めていくとともに、未実施エリアにおける生活課題を把握し、拡大実施を検討する必要がある。

事業名 取組名	高齢者地域支え合い事業(第2層協議体)
実 績	「ささえあい便利帳」を作成し、各団体を通じて配布することで、生活上の安心感や生活を支えるサービスの見える化に繋がるとともに、必要な支援やサービスに迅速に繋がるための生活支援のマッチング体制を構築することができた。 今後の高齢化の進展に伴い期待が高まると予想される生活支援ニーズに対応する「日常生活支援事業」を地区全体の拡充に向けた共通理解を図るとともに、議論検討に着手した。
課 題 方向性	今後も公的制度との狭間にある地域生活課題に対応する生活支援サービスの必要性が高まることが予想されることから、くらしのささえあい(日常生活支援事業)の拡充や福祉の専門的な知見を有する社会福祉法人との連携を深めながら、地域生活課題に対応できる取組みの検討を進める必要がある。

【基本目標3】 地域資源の連携

⑦地域にある資源の連携に向けた取組み

事業名 取組名	小域福祉ネットワーク懇話会
実 績	定期的を開催し、地区社協と3小学校区小域福祉ネットワークでの情報交換を通じ、地区全体の地域生活課題や目指す方向性などの共有化を図ることで、その後の活動の発展に繋がる連携強化に努めた。
課 題 方向性	今後も地区社協による小域福祉ネットワーク懇話会の定例開催を通じ、地域生活課題や目指すべき方向性、活動上の諸課題などの共有を図りながら、地区全体での地域福祉活動の充実強化を図る必要がある。

事業名 取組名	社会福祉法人・福祉施設との連携
実 績	社会福祉法人・福祉施設と連携した買い物ツアーやイベントへの送迎を通じて、地域福祉力の更なる向上に繋がる新たな主体との連携づくりの契機となった。
課 題 方向性	地区行動計画推進委員会・高齢者地域支え合い事業協議体(第2層協議体)を通じ、地域生活課題や地域ニーズを基に必要とされる地域福祉活動の実現に向け、関係団体、専門的な知見を有する社会福祉法人との連携強化を図る必要がある

事業名 取組名	団体間の連携強化
実 績	地区行動計画推進委員会・高齢者地域支え合い事業協議体(第2層協議体)、地区社協理事会、ネットワーク懇話会など、様々な団体が集まる会議体を通じ、地域生活課題や目指す方向性についての共有を図るとともに、課題解決のための方策検討を通じた団体間の役割などを確認しながら、その後の活動の推進に向けた連携強化に努めた。
課 題 方向性	今後も継続的に各種会議を開催し、地域福祉の方向性について共有し、団体間の連携を更に強化することで、地域福祉活動の発展に繋げていく必要がある。

【基本目標４】 地域づくりの推進基盤

⑧地域福祉推進の基盤の強化に向けた取組み

事業名 取組名	オアシス有秋設置の支援
実 績	地域住民が気軽に利用しやすい居場所の確保に向け、有秋公民館との協働で相談窓口等に活用できるオアシス有秋設置の支援に努めた。
課 題 方向性	有秋公民館と調整の上、オアシス有秋を活用した地域福祉活動について協議する必要がある

事業名 取組名	広報啓発事業
実 績	地区社協及び各小域福祉ネットワークの広報紙の定期的な発行を通じ、住民が身近に福祉活動を知る機会の充実に努めた。 地区社協において、SNS(Facebook、Twitter、LINE)を活用したタイムリーな地区社協活動の情報を発信することで、これまで関りの薄かった若い世代等が身近に活動を知る 機会の強化に繋がった
課 題 方向性	地域住民が福祉について身近かつタイムリーに知ることができるよう、引き続き地区社協・小域福祉ネットワークにおける定期的な広報紙の発行や SNS を通じた細やかな情報発信に努める必要がある。またサロンなどを活用した住民への SNS 利用の啓発に努めることも必要である。

事業名 取組名	賛助会員制度
実 績	安定的・継続的な地域福祉活動の展開に向け、地区社協を構成する各種団体と連携しながら、地域住民等へ広く賛助会費制度への協力を呼び掛け、活動財源の確保に努めた。
課 題 方向性	賛助会費制度は、住民への目的や使用用途の見える化を行い、引き続き継続的・安定的な活動の展開に向けた住民への協力依頼方法の再検討が必要である。

7 第2次有秋地区行動計画の『基本理念・目標・体系図』

(1)基本理念 …有秋地区として目指す地域の姿は…
～地域のみんながつながり、支え合い・助け合うまちをつくろう！～

(2)基本目標 …「基本理念」を達成するために…

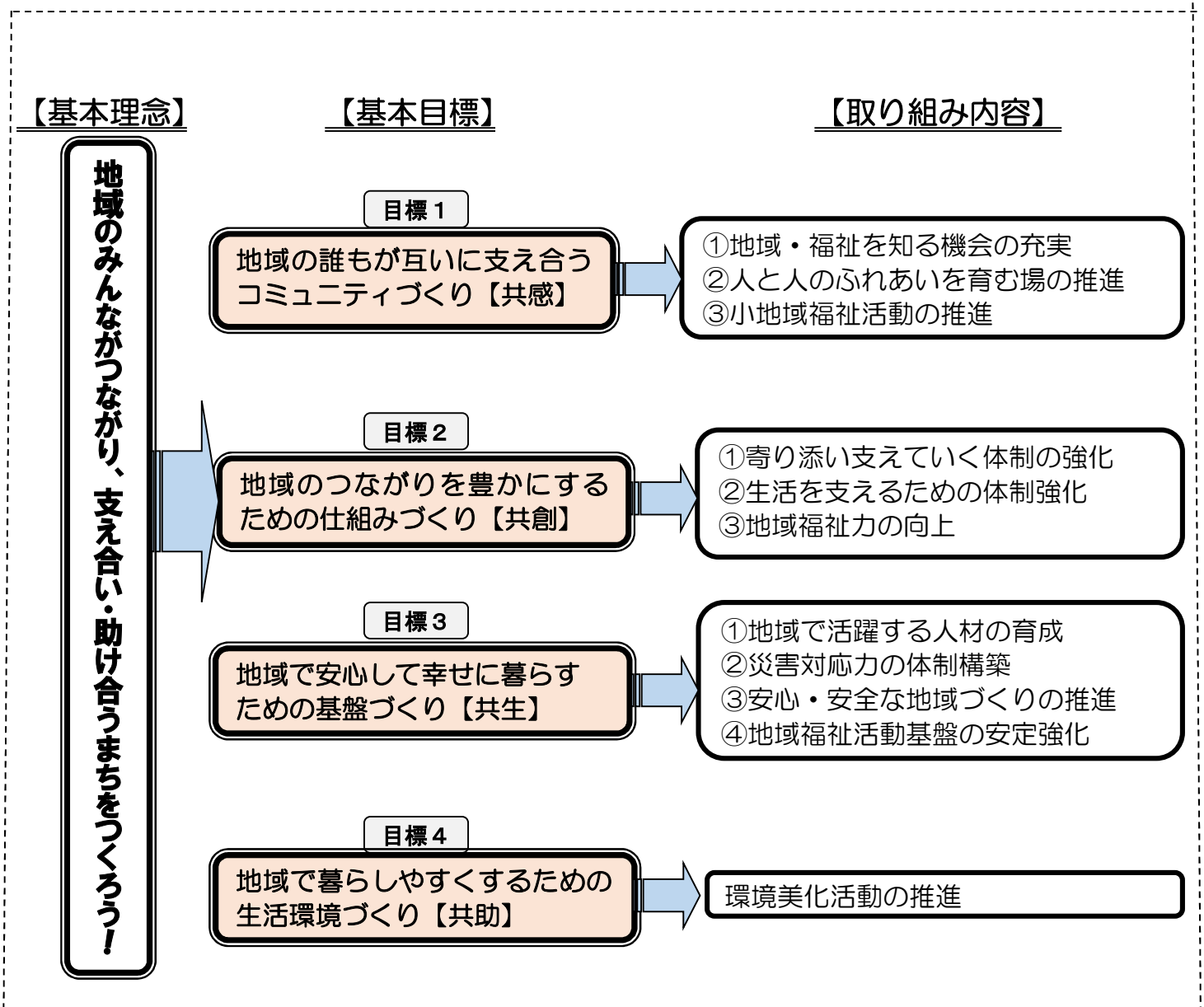
(1)地域の誰もが互いに支え合うコミュニティづくり【共感】

(2)地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり【共創】

(3)地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり【共生】

(4)地域で暮らしやすくするための生活環境づくり【共助】

(3) 計画の体系図





8. 有秋地区行動計画個別事業計画書

基本理念：「地域 みんながつながり、支え合い・助け合うまちをつくろう」



1. 基本目標：地域の誰かが互いに支え合うコミュニティづくり【共感】

重点的な 取組内容	実施主体	事業内容	今後の方向性
地域・福祉を知る 機会の充実	地区社協 小域福祉 NW	広報啓発事業 (広報紙発行、 SNS活用)	○地域住民が福祉について、気軽に・身近に・タイムリーに知ることができるよう、広報紙の発行及び SNS における細やかな情報発信を充実・強化を図る。 ○地域住民が身近に地域福祉活動を知り・気軽に参加できるような広報活動を行うとともに、特に担い手が不足する活動や取り組みを見える化し、積極的な活動参加や人材の確保に繋げる。 ○SNS の利用啓発を目的にサロン等の既存事業を活用し、企業や地域の協力者と連携した講座等を実施する。
	地区社協	健康増進講座 (介護予防教室)	○高齢者の介護予防を促進するとともに、元気な高齢者が活躍できる場として開催する。
	地区社協	福祉バザー	○歳末たすけあい運動への協力事業とし、住民への福祉意識の醸成と取り組みを通じた各団体との連携の強化に繋げる。
	地区社協 小域福祉NW 町会長連合会 等	生活困窮者支援 活動の推進 (フードバンク、フ ードパントリー等 への協力)	○生活困窮者支援活動(フードネットワーク、子育て応援バンク等)において、地域福祉活動者及び地域住民への協力の呼びかけや広報紙や回覧による事業周知による協力要請を行うことで「困ったときはお互いさまの地域づくり」を目指す。
人と人のふれあい を育む場の推進	地区社協	共生型サロン(ス マイルサロン)の 推進、発展強化	○参加者への会場設営の協力の呼びかけ等、運営に携われるような機会を段階的に創出し、「受け手」「支え手」の垣根を超え一人ひとりが役割を持ち、みんなで創る「共生型サロン」を実現する。 ○子育てサロンとのコラボを通じた多世代交流などを図り、地域の誰かが気軽に参加しやすい共生型サロンを実現する。
	地区社協 小域福祉NW	地域福祉支援事 業(交流型)	○歳末たすけあい運動の財源を活用し、歳末の時期に行う住民同士の交流活動(クリスマス会等)を通じ地域生活課題や地域ニーズなどを把握し、その後のサロンや居場所づくりに繋がる契機として開催する。
	有秋東小学校区 福祉NW	ミニ茶話会	○継続実施し、誰もが気軽に参加しやすい居場所の提供を図る。
	地区社協	子どもの居場所 づくりの推進	○子どもたちの健やかな育ちの支援や地域の愛着心を育むため、子どもとあらゆる世代が身近に・気軽にふれあえる場づくりを推進するとともに普及促進を図る。
小地域福祉活動 の推進	地区社協	小域福祉ネットワ ーク連携事業	○住民の身近な地域福祉活動の主体である小域福祉ネットワーク活性化に向け、ネットワーク全般の支援に努める。

2. 基本目標:地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり【共創】



重点的な 取組内容	実施主体	事業内容	今後の方向性
寄り添い支えていく体制の強化 (地域で孤立させない取組の強化)	地区社協	相談支援事業 新たな相談支援体制の推進	○相談支援事業(ふれあいカフェ)を継続し、地域住民の身近な相談窓口として生活課題を把握し、解決に繋げることが出来る事業を目指す。 ○見守り活動の拡充方策として、地域の様々な団体の活動を通じて住民の様子の変化(困り事)に早期に「気づき」、関係者が参集の上、ケース会議を開催し、課題を解決できる適切な支援に「つなぎ」、その後も地域の「見守り」に繋げる「気づく・つなぐ・見守る」相談支援体制を推進する。
	小域福祉 NW	安心生活見守り支援事業	○既に取り組みを推進している有秋南小学校区・有秋東小学校区の小域福祉ネットワークにおいては、地域の関連団体等と連携し見守り体制の拡充を目指す。 ○有秋西小学校区でも取り組みが広がるよう、先行して取り組む小域福祉ネットワークと連携しながら、当該地域の関係団体等への理解促進に努める。
	地区社協 小域福祉 NW	地域福祉支援事業 (個別支援型)	○歳末時期の活動を通じて地域生活課題の把握し、その後の見守り活動や生活支援に繋がるための契機として実施する。
生活を支えるための体制強化 (地域で孤立させない取組の強化)	地区社協 小域福祉 NW 他 各種団体	高齢者地域支え合い事業協議体 (第2層協議体)	○地域全体で高齢者の日常生活を支えるため、関係団体、包括、社会福祉法人等々と連携した住民主体の生活支援・介護予防サービス(資源)などの創出に努める。 ○日常生活支援事業の活性化に向け支援者の募集など、地域に住む高齢者が活躍できる場の創出や拡充を図り、高齢者を地域で支え合える体制を構築する。 ○必要に応じて地区の個別ケース(具体的な困り事)について協議し、生活課題を把握し、解決に導くことができる新たな生活支援サービスの検討・実現を目指す。
	地区社協	買い物支援 (ツアー、移動販売)	○社会福祉法人の公益的な取り組みを推進するとともに、企業等と連携し、一人暮らし高齢者や高齢化率の高い地域のニーズ等を踏まえ取り組みの拡充に努める。
	地区社協 桜台お助けマン 互助会	くらしの ささえあい 桜台お助けマン (住民参加型在宅福祉有償サービス)	○公的な支援制度で補えない生活上のちょっとした困りごとに対応するため、支援ニーズに基づき地区全体での支援活動の展開に努める。 ○くらしのささえあいでは、日頃から支援が必要な方と繋がる関連団体や包括と連携し、活動の周知を行うとともに早期の課題解決に向けた支援体制の強化に努める。 ○くらしのささえあいでは、広報や高齢者等が集う場やボランティアグループへの働きかけを行い、支援会員の増強に努めるとともに支援者向けの勉強会等を通じ取り組みの意識醸成を図る。
地域福祉力の向上	地区社協 小域福祉NW	小域福祉ネットワークとの連携強化	○地区社協・小域福祉ネットワーク懇話会を継続実施し、地域生活課題や目指すべき方向性、活動上の諸課題などの共有を図りながら、地区全体での地域福祉活動の充実強化を図る。
	地区社協 (地区行動計画推進委員会)	地区行動計画の推進	○地区行動計画推進委員会において「第2次地区行動計画」の検証を進め、地域生活課題やニーズを関係団体等と共有し、共生社会の実現に向けた取り組み方策の検討と具現化に努める。
	地区社協	社会福祉法人との連携づくり事業	○社会福祉法人が地区行動計画推進委員会への参画することで、地域の関連団体と顔の見える関係づくりや地域生活課題や地域ニーズの共有化を図る。 ○生活課題やニーズに対応する取り組みの具現化に向け、社会福祉法人の公益的な取り組みにより地域福祉力の向上を図る。



3. 基本目標:地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり【共生】

重点的な 取組内容	実施主体	事業内容	今後の方向性
地域で活躍する 人材の育成	地区社協	福祉教育の推進 (児童、生徒、シ ニア層)	○福祉教育パッケージ指定事業で培った各学校との連携体制や福祉体験講座(ボランティアセンター実施)を活かし、地区と多世代が交流しながら福祉について学ぶ機会や場を提供し、地域福祉活動の理解者・支援者の拡充を図る。 ○児童、生徒、元気な高齢者などが福祉教育にて身に着けた知識・技術を活かせる機会(日常生活支援事業など)を提供することでボランティア活動に対する意識の醸成を図る。
	地区社協 生活支援活動 組織	生活支援活動の 担い手養成研修 等の推進	○高齢者地域支え合い事業協議体(第2層協議体)やくらしのささえあい活動などを通じ必要とされる活動の展開などに際し、必要な活動者の確保や養成に向けた勉強会・研修会等を企画や実施に努める。
災害対応力の体制構築	地区社協	災害支援ボランティア事業の実施	○令和元年度の台風災害を踏まえ、災害発生時の関連団体間の役割分担や連絡・連携体制を明確化する。 ○甚大な被害に伴い設置される市社協災害ボランティアセンターやサテライト災害ボランティアセンターへの協力体制の構築と、住民への災害ボランティア活動の意識啓発・活動者の確保に努める。 ○避難所との連携を図り、ニーズを踏まえた災害ボランティアを派遣できる体制づくりに努める。
	地区社協	福祉避難所への 協力体制の構築	○災害時に設置が想定される市原市姉崎保健福祉センター(アネッサ)及びゆうしゅう園における福祉避難所への協力体制(避難者への配膳等)の構築に努める。 ○市社協が開催する災害ボランティアセンター設置運営訓練等への参加を通じた関係者の意識啓発を図る。
安心・安全な地域づくりの推進	小域福祉 NW	登下校時の見守り・あいさつ運動	○学校と連携した身近な登下校時の見守り・あいさつ運動などを通じ、児童・生徒が安全に過ごせる地域環境づくりと支え合い・助け合い意識の醸成に努める。
地域福祉活動基盤の安定強化	地区社協	賛助会員の 拡充	○継続的・安定的な地域福祉活動を展開するため、住民や関係団体への賛助会費制度の理解促進に図るとともに、広報を活用した成果等の「見える化」に努める。
	地区社協	活動拠点の 確保	○拠点を活用して地区一丸で地域福祉活動が展開できる環境づくりを目指すため、拠点の確保に努める。



4. 基本目標:地域で暮らしやすくするための生活環境づくり【共助】

重点的な 取組内容	実施主体	事業内容	今後の方向性
環境美化活動の 推進	小域福祉 NW	環境美化奉仕活動	気軽に誰もが参加できる福祉活動の一環とする公園清掃を通じ、快適な生活環境づくりの推進を図る。

9 計画の進行管理

計画全体の進行管理については、従来通り「地区行動計画推進委員会」で行います。

この推進委員会では、「計画の目標」を達成するための活動・事業の推進に向けた具体的な方策を検討するとともに、計画全体の進捗状況を確認した上で評価し、必要に応じて見直しを行います。

有秋に住んで良かった！！

と思える地域を目指し、当計画に沿って地区一丸となって
つながり、支え合い、助け合える地域づくりを推進いたします。

下記では、有秋地区のボランティア活動の一部を紹介いたします。
今後はこの他にも新たな事業や既存事業の拡充等、地区にお住まいの皆様の
ご協力を得て、取り組んで参ります。

地域の誰もが支え合うコミュニティづくり



地域のつながりを豊かにするための地域づくり



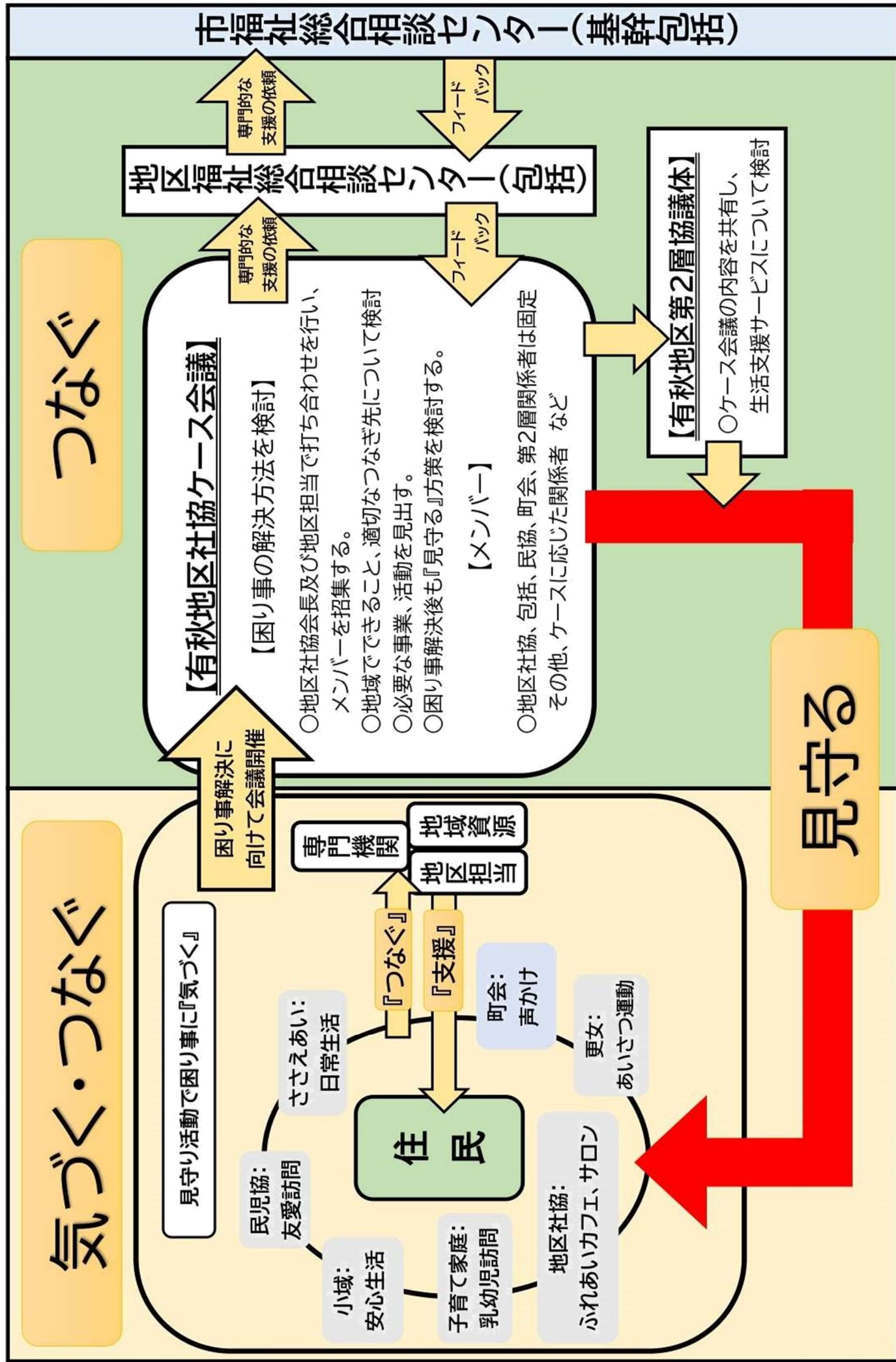
地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり



地域で暮らしやすくするための生活環境づくり



資料編



ふれあいカフェ

旧名称『よろず相談』



* 支所・公民館に来られた方、

散歩途中のあなた！

* おしゃべりしませんか ☕

* 電話も待ってまーす（カフェ専用電話）

* ☎070-5589-8226



【開催日】

曜日 毎月第2・第4月曜日

（年末年始・祝日・休館日はお休みです）

時間 午前 10：00～12：00

場所 有秋公民館『オアシス』



お問い合わせ先：市原市社会福祉協議会 担当 富樫

Tel 62-8601 fax 62-8606 住所 市原市椎津 1131 姉崎保健福祉センター（アネッサ）

《有秋地区行動計画策定委員会委員名簿》

No.	氏 名	区 分	所属団体
1	後藤 茂男	委員長	有秋地区社会福祉協議会 会長 民生委員児童委員協議会
2	杉原 義一	副委員長	有秋西小学校区小域福祉 NW 会長
3	大沼 一郎	副委員長	有秋地区社会福祉協議会 副会長 有秋地区町会長連合会 会長
4	宮本 民男		有秋地区社会福祉協議会 顧問 ボランティア有秋
5	時谷 君子	書記	有秋地区社会福祉協議会 常任理事 ボランティア有秋
6	間野 くに子		有秋地区社会福祉協議会 常任理事 更生保護女性会 有秋支部
7	坂井 眞由美		有秋地区社会福祉協議会 副会長 民生児童委員協議会 副会長
8	入島 久雄		有秋地区社会福祉協議会 副会長 民生児童委員協議会 会長
9	大津 弘美		有秋地区社会福祉協議会 常任理事 ボランティア有秋
10	平野 彰信		有秋地区社会福祉協議会 常任理事 民生委員児童委員協議会
11	佐藤 重光		町会長連合会
12	榊 静夫		有秋東小学校区福祉 NW 会長
13	笹野 哲郎		有秋南小学校区安心安全 NW
14	近藤 純子		更生保護女性会 有秋支部長
15	伊藤由美子		女性部会有秋支部 支部長
16	根本 廣子		女性部会有秋支部
17	並木 典子		子育て家庭支援員
18	菅田 弘之		有秋南小学校区安心安全 NW 会長
19	中島 光孝		地域包括支援センター たいよう センター長

